

山梨県公報

第七百三十九号

平成十九年

二月二十六日

月 曜 日

目次

山梨県県民保健医療意識調査の実施	一五
結核予防法に基づく医療機関の指定	一五
結核予防法に基づく指定医療機関の廃止	一六
換地計画の決定	一六
道路の区域変更(三件)	一六
道路の供用開始	一七
公告	一七
特定非営利活動法人の設立の認証申請	一七
土地区画整理組合の事業計画の変更認可	一七
開発行為に関する工事の完了について(二件)	一八
公安委員会	一八
平成十九年度自動車等の運転免許試験等の実施	一八

告示

山梨県告示第六十三号

山梨県県民保健医療意識調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(昭和二十七年山梨県条例第十一号)第三条の規定により、告示する。

平成十九年二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 調査の目的

県民の健康状態、健康意識、保健医療に関する受療実態及び意識等を把握し、山梨県地域保健医療計画策定のための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査事項

- 健康状態及び病気に対する意識に関する事項
- 健康診断の受診に関する事項

- 行政機関による保健衛生サービスへの要望に関する事項
 - 「かかりつけ医」に関する事項
 - 不足と感じている診療科に関する事項
 - 医療機関を選ぶ方法に関する事項
 - 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項
 - うつ病への対策に関する事項
 - 救急医療に関する事項
 - 医療相談に関する事項
 - 歯科診療への要望に関する事項
 - 医療機関についての情報に関する事項
 - 医療施策全体への要望に関する事項
 - 臓器移植に対する意識に関する事項
 - 性別、年齢、健康保険の種類、同居家族及び居住市町村に関する事項
- 三 調査の範囲
- 調査地域
山梨県全域
 - 調査対象
県内市町村の住民基本台帳から無作為に抽出した二十歳以上の者(四千五百人)
- 四 調査の期日
平成十九年三月一日を調査基準日とし、同日から平成十九年三月十四日までを調査期間とする。
- 五 調査の方法
自計式調査とし、調査票の配布及び回収は、郵送により行う。

山梨県告示第六十四号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

名 称	所 在 地
ウエルシア薬局ナカヤ大里店	甲府市大里町千八百三十四番地

みさき薬局旭町

葦崎市旭町上条南割三千三百十四番地三百十号

山梨県告示第六十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により指定した医療機関は次のとおり廃止した。

平成十九年二月二十六日

山梨県知事 横内正明

名 称	所 在 地
ウエルシア薬局ナカヤ大里店	甲府市大里町千八百三十四番地

山梨県告示第六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営圃場整備事業（明野地区上神取工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十九年二月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 縦覧書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十九年二月二十七日から同年三月二十七日まで
- 三 縦覧場所
北杜市役所農政課
- 四 異議申立期間
平成十九年三月二十八日から同年四月十一日まで

山梨県告示第六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡

北支所において、この告示の日から平成十九年三月十九日まで一般の縦覧に供する。
平成十九年二月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 長坂高根線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
北杜市長坂町大字長坂上条字大日向二五七五番の一六四地先から 北杜市長坂町大字長坂上条字大日向二五七五番の一四九地先まで	一一・〇〇	二七・〇〇	四七・〇	五〇・〇
	四七・〇	四七・〇	四七・〇	五〇・〇

山梨県告示第六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成十九年三月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年二月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 台ヶ原長坂線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
北杜市長坂町大字長坂上条字一ノ沢三二四五番の一〇地先から 北杜市長坂町大字長坂上条字一ノ沢三二四五番の一〇地先まで	一〇・八〇	一一・二〇	一三・八	六〇・四
	一三・八	一三・八	一三・八	六〇・四

山梨県告示第六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成十九年三月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年二月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 清里須玉線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
北杜市高根町大字清里字泉海道一六七五番の一地先から 北杜市高根町大字清里字日影田一五〇八番の二地先まで	八・〇〇 四五・〇	六・〇〇 一五・〇		二二〇・〇

山梨県告示第七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成十九年三月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年二月二十六日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
一般国道	一四一号	北杜市高根町大字村山東割字棚尻二二一九番の三地先から 北杜市高根町大字村山東割字棚尻二二一九番の一地先まで	一三四・〇	平成十九年 二月二十六 日

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年二月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成十九年二月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人いきいきサポート
 - 2 代表者の氏名 笹本憲男
 - 3 主たる事務所の所在地 甲府市大里町五千三百十五番地
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、在宅での介護・援助が必要な高齢者やその家族、その他援助を必要とする人々に対して、地域に根ざした介護等のサービスを提供し、地域の人々が健康で文化的な暮らしができる社会づくりと利益の増進に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十九年二月十日から同年四月九日まで

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可
土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成十九年二月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 組合の名称 昭和町田富町鍛冶新居土地区画整理組合
- 二 事務所所在地 中央市成島二千二百六十六番地
- 三 施行地区 中央市大字山之神字鍛冶新居、鍛冶新居前、出口及び立川の各一部並びに中巨摩郡昭和町大字河西字村西の一部
- 四 設立認可の年月日 平成二年七月三日
- 五 事業施行期間

六 変更認可の年月日
平成十九年二月二十六日

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。
平成十九年二月二十六日

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
山梨県知事 横 内 正 明
中央市井之口字今川九一四番一の区域
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中央市井之口九百二十一番地 岸本宏一・岸本佐知子

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。
平成十九年二月二十六日

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
山梨県知事 横 内 正 明
中央市下河東字西河原二六八七番一の区域
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都武蔵野市緑町二丁目三番A一号棟五〇三号 有泉尚夫

公安委員会

● 平成十九年度自動車等の運転免許試験等の実施
平成十九年四月から同年六月一日までの、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）以下「法」という。）第八十九条第二項の規定による運転技能の検査（以下「技能検査」という。）及び法第九十七条の規定による運転免許試験（以下「免許試験」という。）（法第九十七条の二の規定に該当する者についての運転免許試験（以下「一部免除試験」という。））、法第百条の二第二項の規定による再試験（以下「再試験」という。）並びに道路交通法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第九十六号）附則第二条第三項及び第五条第三項又は道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第十

八条の五の規定による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。
平成十九年二月二十六日

山梨県公安委員会
委員長 鶴 田 美 枝

一 技能検査		
検査の種類	検査日	検査場所
大型自動車免許	毎週木曜日（山梨県の休日 を定める条例（平成元年山 梨県条例第六号）第一条第 一項に規定する県の休日 （以下「休日」という。）を 除く。）	山梨県南アルプス市下高砂 八二五番地 山梨県警察本部交通部運 転免許課（山梨県総合交通セ ンター）
普通自動車免許（AT車 を除く。）	毎週月曜日及び水曜日（休 日を除く。）	
普通自動車免許（AT車 に限る。）	毎週火曜日及び木曜日（休 日を除く。）	

二 免許試験

1 自動車等の運転に必要な適性についての免許試験

免許の種類	試験日	試験場所
大型自動車第二種免許 （AT車を除く。）	毎週月曜日及び水曜日（休日 を除く。）	山梨県南アルプス市下 高砂八二五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総 合交通センター）
普通自動車免許（AT車 を除く。）		
普通自動車仮免許（AT 車に限る。）		

普通自動車第二種免許 (AT車に限る。)	普通自動車免許(AT車に限る。)	大型自動車仮免許	普通自動車仮免許(AT車を除く。)	大型自動車免許	大型特殊自動車第二種免許	牽引第二種免許	大型特殊自動車免許	牽引免許	大型自動二輪車免許	普通自動二輪車免許	小型特殊自動車免許	原動機付自転車免許
毎週火曜日及び木曜日(休日を除く。)	毎週火曜日及び木曜日(休日を除く。)	毎週木曜日(休日を除く。)	毎週木曜日(休日を除く。)	毎週金曜日(休日を除く。)	毎週金曜日(休日を除く。)	毎週金曜日(休日を除く。)	毎週金曜日(休日を除く。)	毎週金曜日(休日を除く。)	毎週水曜日(休日を除く。) 又は警察署で行う毎月第一火曜日及び第三火曜日(休日に当たった場合は、別に指定した日)。ただし、警察署で免許を受けようとする者は、当該警察署の住所区域に住所のある者に限る。	毎週水曜日(休日を除く。) 又は警察署で行う毎月第一火曜日及び第三火曜日(休日に当たった場合は、別に指定した日)。ただし、警察署で免許を受けようとする者は、当該警察署の住所区域に住所のある者に限る。	毎週水曜日(休日を除く。) 又は警察署で行う毎月第一火曜日及び第三火曜日(休日に当たった場合は、別に指定した日)。ただし、警察署で免許を受けようとする者は、当該警察署の住所区域に住所のある者に限る。	毎週水曜日(休日を除く。) 又は警察署で行う毎月第一火曜日及び第三火曜日(休日に当たった場合は、別に指定した日)。ただし、警察署で免許を受けようとする者は、当該警察署の住所区域に住所のある者に限る。
山梨県南アルプス市下 高砂八二五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課(山梨県総合交通センター)												

2 自動車等の運転に必要な技能についての免許試験														
察署														
免許の種類	試験日	試験場所	大型自動車第二種免許	大型自動車第二種免許(AT車を除く。)	普通自動車仮免許(AT車を除く。)	普通自動車第二種免許(AT車に限る。)	普通自動車第二種免許(AT車に限る。)	普通自動車免許(AT車に限る。)	大型自動車仮免許	普通自動車仮免許(AT車を除く。)	大型自動車免許	大型特殊自動車第二種免許	牽引第二種免許	大型特殊自動車免許
大型自動車第二種免許	毎週月曜日及び水曜日(休日を除く。)	山梨県南アルプス市下 高砂八二五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課(山梨県総合交通センター)	大型自動車第二種免許	大型自動車第二種免許(AT車を除く。)	普通自動車仮免許(AT車を除く。)	普通自動車第二種免許(AT車に限る。)	普通自動車第二種免許(AT車に限る。)	普通自動車免許(AT車に限る。)	大型自動車仮免許	普通自動車仮免許(AT車を除く。)	大型自動車免許	大型特殊自動車第二種免許	牽引第二種免許	大型特殊自動車免許
大型自動車第二種免許	毎週月曜日及び水曜日(休日を除く。)	山梨県南アルプス市下 高砂八二五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課(山梨県総合交通センター)	大型自動車第二種免許	大型自動車第二種免許(AT車を除く。)	普通自動車仮免許(AT車を除く。)	普通自動車第二種免許(AT車に限る。)	普通自動車第二種免許(AT車に限る。)	普通自動車免許(AT車に限る。)	大型自動車仮免許	普通自動車仮免許(AT車を除く。)	大型自動車免許	大型特殊自動車第二種免許	牽引第二種免許	大型特殊自動車免許

3 自動車等の運転に必要な知識についての免許試験		普通自動二輪車免許	大型自動二輪車免許	牽引免許
免許の種類	試験日	試験場所		
大型自動車第二種免許 普通自動車第二種免許 (AT車を除く。)	毎週月曜日及び水曜日(休日を除く。)	山梨県南アルプス市下高砂八二五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課(山梨県総合交通センター)		
普通自動車免許(AT車を除く。)	毎週火曜日及び木曜日(休日を除く。)			
普通自動車仮免許(AT車に限る。)				
普通自動車免許(AT車に限る。)				
大型特殊自動車第二種免許	毎週金曜日(休日を除く。)			
牽引第二種免許				

三 一部免除試験		大型特殊自動車免許	大型自動二輪車免許	普通自動二輪車免許	小型特殊自動車免許	原動機付自転車免許
1 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性についての免許試験						
免許の種類	試験日	試験場所				
大型自動車第二種免許 普通自動車第二種免許 大型特殊自動車第二種免許	毎週月曜日から金曜日まで(休日を除く。)。ただし、法第八十九条第二項後段に規定する書面及び法第九十九条の第五項に規定する卒業証明書を有する者については、水曜日を除く。	山梨県南アルプス市下高砂八二五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課(山梨県総合交通センター)				
牽引第一種免許		山梨県都留市下谷三丁目二番一号				
大型自動車免許		山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室 (道路交通法施行令(昭和三十五年政令第一二七号)第三十四条の四に該当する者を				
普通自動車免許		山梨県都留市下谷三丁目二番一号 山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室 住所区域を管轄する警察署				

大型特殊自動車免許	除く。
牽引免許	
大型自動二輪車免許	
普通自動二輪車免許	
小型特殊自動車免許	
原動機付自転車免許	
大型自動車仮免許	毎週月曜日から金曜日まで (休日を除く。)
普通自動車仮免許	山梨県南アルプス市下 高砂八二五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課(山梨県総合交通センター)

2 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性及び技能についての免許試験

大型自動車第二種免許	毎週月曜日及び水曜日(休日を除く。)	山梨県南アルプス市下 高砂八二五番地
普通自動車第二種免許 (AT車を除く。)		山梨県警察本部交通部 運転免許課(山梨県総合交通センター)
普通自動車仮免許(AT車に限る。)		
普通自動車第二種免許 (AT車に限る。)	毎週火曜日及び木曜日(休日を除く。)	

普通自動車免許(AT車に限る。)		
大型自動車仮免許		
普通自動車仮免許(AT車を除く。)		
大型自動車免許	毎週木曜日(休日を除く。)	
大型特殊自動車第二種免許	毎週金曜日(休日を除く。)	
牽引第二種免許		
大型特殊自動車免許		
牽引免許		
大型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		

3 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性及び知識についての免許試験

大型自動車第二種免許	毎週月曜日から金曜日まで (休日を除く。)。ただし、法第八十九条第二項後段に規定する書面及び法第九十九条の第五項に規定する卒業証明書を有する者については、水曜日を除く。	山梨県南アルプス市下 高砂八二五番地
普通自動車第二種免許		山梨県警察本部交通部 運転免許課(山梨県総合交通センター)
大型特殊自動車第二種免許		山梨県都留市下谷三丁目二番二号
牽引第二種免許		山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室

大型自動車免許	(道路交通法施行令第 三十四条の四に該当す る者を除く。) 山梨県南アルプス市 下高砂八二五番地 山梨県警察本部交通 部運転免許課(山梨 県総合交通センター)
普通自動車免許	
大型特殊自動車免許	
大型自動二輪車免許	
普通自動二輪車免許	
小型特殊自動車免許	
原動機付自転車免許	
大型自動車仮免許	毎週月曜日から金曜日まで (休日を除く。) 山梨県南アルプス市下 高砂八二五番地 山梨県警察本部交通 部運転免許課(山梨県総 合交通センター)
普通自動車仮免許	

四 再試験

免許の種類	試験日	試験場所
普通自動車免許	毎週火曜日及び木曜日(休日 を除く。)	山梨県南アルプス市下高 砂八二五番地 山梨県警察本部交通 部運転免許課(山梨県総 合交通センター)
大型自動二輪車免許	毎週水曜日(休日を除く。)	山梨県南アルプス市下高 砂八二五番地 山梨県警察本部交通 部運転免許課(山梨県総 合交通センター)
原動機付自転車免許	毎週水曜日(休日を除く。)	
大型自動二輪車免許	毎週金曜日(休日を除く。)	
普通自動二輪車免許		

五 審査
1 技能による審査

免許の種類	審査日	審査場所

2 書面による審査

大型自動車第二種免許	毎週水曜日(休日を除く。) 山梨県南アルプス市 下高砂八二五番地 山梨県警察本部交通 部運転免許課(山梨 県総合交通センター)
普通自動車第二種免許	
普通自動車免許	
普通自動車仮免許	
大型自動車免許	
大型特殊自動車免許	
牽引免許	
大型自動二輪車免許	毎週木曜日(休日を除く。) 毎週金曜日(休日を除く。) 山梨県南アルプス市 下高砂八二五番地 山梨県警察本部交通 部運転免許課(山梨 県総合交通センター)
普通自動二輪車免許	

六 その他

1 技能検査、免許試験、三の2及び3の一部免除試験、再試験並びに審査の受付時
間は、午前八時三十分から同九時までとする。

免許の種類	審査日	審査場所
大型自動車免許	毎週月曜日から金曜日まで (休日を除く。) 山梨県南アルプス市 下高砂八二五番地 山梨県警察本部交通 部運転免許課(山梨 県総合交通センター)	山梨県南アルプス市 下高砂八二五番地 山梨県警察本部交通 部運転免許課(山梨 県総合交通センター)
普通自動車免許		
大型特殊自動車免許	毎週水曜日(休日を除く。) 山梨県南アルプス市 下高砂八二五番地 山梨県警察本部交通 部運転免許課(山梨 県総合交通センター)	山梨県南アルプス市 下高砂八二五番地 山梨県警察本部交通 部運転免許課(山梨 県総合交通センター)
大型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		山梨県警察本部交通 部運転免許課都留分 室

- 2 他の受付時間は、午後一時から同一時三十分までとする。ただし、法第九十七条の二第二項に定める確認を受けよつとする者については、予約制とし、時間を指定するものとする。
- 3 大型自動車第二種免許及び普通自動車第一種免許の技能試験については、予約制とする。
- 4 技能試験は、積雪その他天候等により、試験を実施することが危険な場合は中止とする。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番